

特別障害者手当障害程度認定基準体系表

ケース①
障害が重複している場合

① 政令第1条第2項第1号に該当する障害の程度

障害の状態①
政令別表第2に掲げる1号から7号までの障害が2つ以上重複する場合

2つ

② 政令第1条第2項第2号に該当する障害の程度

障害の状態②
政令別表第2第1号から第7号までのいずれか1つの障害を有し、かつ次表に規定する身体の機能の障害もしくは病状又は精神の障害を重複して有するもの

1つ

ケース②
障害が単一の場合

③ 政令第1条第2項第2号に該当する障害の程度

障害の状態③
政令別表第2第3号から第5号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、日常生活動作評価表の日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上のもの

1つ

④ 政令第1条第2項第3号に該当する障害の程度

障害の状態④
第二障害児福祉手当の個別基準の4又は5に該当する障害を有するものであって、第三の1の7のウの「安静度表」の1度に該当する状態を有するもの
(従前の福祉手当の心臓・呼吸器・腎臓・肝臓・血液・その他の疾患のことをさす)

10点以上

障害の状態⑤
第二障害児福祉手当の個別基準の6に該当する障害(精神障害をさす)を有するものであって、第三の1の8のイの「日常生活能力判定表」の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点となるもの

14点以上

安静度
1 絶対安静
2 終日横になっている
3 短時間離床してよいが主に横になっている
4 午前午後それぞれ安静時間をとる
5 午後に安静時間をとる

- [別表第2 (第1条関係)]
- 1 イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
 - 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
 - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
 - 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
 - 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くものもしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 4 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
 - 5 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 - 6 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁することを不能ならしめる程度のもの
 - 7 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

- (次表)
- 1 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの又は1眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
 - 3 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
 - 4 そしゃく機能を失ったもの
 - 5 音声又は言語機能を失ったもの
 - 6 両上肢のおや指及びびひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びびひとさし指を欠くもの
 - 7 一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢のすべての指を欠くものもしくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
 - 8 一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
 - 9 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
 - 10 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - 11 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

⑦ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
⑧ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの

《日常生活動作評価表》		《判定》	
1	タオルを絞る(水をさける程度)	ひとりで行える場合	0点
2	とじひもを結ぶ	ひとりで行えてもうまくできない場合	1点
3	かぶりシャツを着て脱ぐ	ひとりでは全くできない場合	2点
4	ワイシャツのボタンをとめる		
5	座る(正座・横すわり・あくら・脚なげだしの姿勢を持続する)		
6	立ち上がる		
7	片足で立つ		
8	階段の昇降		

《日常生活能力判定表》		《判定》	
…点数は、日常生活動作評価表と同じ			
1	食事	自立・介助・不可	
2	用便(月経)の始末	自立・介助・不可	
3	衣服の着脱	自立・介助・不可	
4	簡単な買い物	自立・介助・不可	
5	家族との会話	通じる・少しは通じる・通じない	
6	家族以外の者との会話	通じる・少しは通じる・通じない	
7	刃物・火の危険	わかる・少しはわかる・不可	
8	戸外での危険から身を守る(交通事故)	守れる・不十分だが守れる・不可	

注1
2の場合については、次によること

5秒以内にできる	0点
10秒以内にできる	1点
10秒ではできない	2点

3及び4の場合については次による

30秒以内にできる	0点
1分以内にできる	1点
1分ではできない	2点